

を

主任会計審査員	会計審査員としての職務及び会計審査員の事務の掌理
---------	--------------------------

に改め、同表中「

検査室

」を「

検査課

」に改める。

別表第36の現地機関の項中

調整幹	所内の調整に関する事務の総括掌理
技術専門幹	所の技術に関する専門的事務の総括掌理

を

企画幹	企画調整事務の総括掌理
技術幹	所の技術に関する専門的事務の総括掌理
主任企画員	特に高度な企画調整事務

に改め、同表の自治研修所の項中

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理

を

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

に改め、同表の東京事務所の項を次のように改める。

東京事務所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
-------	----	------------------

別表第36の職員健康管理センターの項を削り、同表の地方事務所
の項中

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
事務主幹	課長補佐としての職務及び課長が特に命じた事務の処理
技術主幹	課長補佐としての職務及び課長が特に命じた技術に関する専門的事務の処理
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

を

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

に、「調剤」を「環境衛生」に、

徴収専門員	県税及び付帯債権の未収金の徴収対策に関する事務
保健福祉推進員	保健、医療及び福祉の連携に関する事務

を

徴収専門員	県税及び付帯債権の未収金の徴収対策に関する事務
-------	-------------------------

に、

建築専門員（松本及び長野に限る。）	建築に関する専門的事務
雪対策推進員（北安曇、長野及び北信に限る。）	雪対策の推進業務

を

建築専門員（松本及び長野に限る。）	建築に関する専門的事務
-------------------	-------------

に改め、同項の次に次のように加える。

職員サポートセンター	センター長	センターの事務の掌理及び所属職員の指揮監督
------------	-------	-----------------------

別表第36の消防学校の項中

校長	校務の掌理及び所属職員の指揮監督
副校長	校長の職務遂行の補佐及び校務の整理

を

校長	校務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

に改め、同表の福祉事務所の項中

次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
次長補佐	次長の職務遂行の補佐及び所務の整理

を

次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
----	-------------------

に改め、同表の介護センターの項を次のように改める。

介護センター	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	理学療法士	理学療法業務

別表第36の児童相談所の項中

次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
次長補佐（中央を除く。）	次長の職務遂行の補佐及び所務の整理
課長（中央に限る。）	課務の掌理及び所属職員の指揮監督

を

課長（中央及び松本に限る。）	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
----------------	------------------

に改め、同表の諏訪湖健康学園の項中

園長	園務の掌理及び所属職員の指揮監督
次長	園長の職務遂行の補佐及び園務の整理

を

園長	園務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

に改め、同表の信濃学園の項中

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

を

主任児童指導専門員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な入園児童の専門的療育及び指導
-----------	------------------------------------

に改め、同表の身体障害者リハビリテーションセンターの項中

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
室長補佐	室長の職務遂行の補佐及び室務の整理
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

を

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

に改め、同表の西駒郷の項中

部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
部長補佐	部長の職務遂行の補佐及び部務の整理

を

部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

に改め、同表の労政事務所の項を次のように改める。

労政事務所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	南信労政事務所分室	分室の事務の掌理及び所属職員の指揮監督

別表第36の工科短期大学の項中

事務局長	校務の分掌及び所属職員の指揮監督
課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

を

事務局長	校務の分掌及び所属職員の指揮監督
------	------------------

に改め、同表の技術専門校の項を次のように改める。

技術専門校	校長	校務の掌理及び所属職員の指揮監督
	主任訓練指導専門員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な専門的職業訓練指導
	訓練指導専門員	専門的職業訓練指導
	訓練指導員	職業訓練指導
	課長(長野、松本及び伊那に限る。)	課務の掌理及び所属職員の指揮監督

別表第36の保健所の項中

事務主幹	課長補佐としての職務及び課長が特に命じた事務の処理
技術主幹	課長補佐としての職務及び課長が特に命じた技術に関する専門的事務の処理
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理
地域保健推進幹	地域保健対策に関する専門的事務の総括掌理
保健福祉推進員	保健、医療及び福祉の連携に関する事務

を

地域保健推進幹	地域保健対策に関する専門的事務の総括掌理
---------	----------------------

に改め、同表の公衆衛生専門学校の項中

教頭	校長の職務遂行の補佐及び校務の整理
----	-------------------

を

次長	校長の職務遂行の補佐及び校務の整理
教頭	校長及び次長の職務遂行の補佐並びに校務の整理

に改め、同表の県立病院の項中

副院長	院長の職務遂行の補佐及び院務の整理
事務長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督
事務次長	事務長の職務遂行の補佐及び局務の整理
次長補佐	事務次長の職務遂行の補佐及び局務の整理

を

医療技監	医療に関する専門的業務の統括掌理
副院長	院長の職務遂行の補佐及び院務の整理
事務長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督

に改め、同表の食肉衛生検査所の項中

次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
----	-------------------

を

主任食肉衛生専門員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な食肉衛生業務
食肉衛生専門員	高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な食肉衛生業務

に、

課長（上田に限る。）	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
次長補佐（松本及び長野に限る。）	次長の職務遂行の補佐及び所務の整理

を

課長（上田に限る。）	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
------------	------------------

に改め、同表の動物愛護センターの項及び消費生活センターの項を次のように改める。

動物愛護センター	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
	獣医師	獣医業務
	動物保護管理技師	動物の飼養管理
消費生活センター	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督

別表第36の環境保全研究所の項中

次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
----	-------------------

を

副所長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
次長	所長及び副所長の職務遂行の補佐並びに所務の整理

に、「部長」を「チームリーダー」に、「部務」を「チーム

の事務」に改め、同表の計量検定所の項中

計量専門員	高度な検査及び指導事務
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

を

計量専門員	高度な検査及び指導事務
-------	-------------

に改め、同表の松本空港管理事務所の項を次のように改める。

松本空港管理事務所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
-----------	----	------------------

別表第36の農業大学校の項中

事務局次長	事務局長の職務遂行の補佐及び局務の整理
事務局次長補佐	事務局次長の職務遂行の補佐及び局務の整理

を

事務局次長	事務局長の職務遂行の補佐及び局務の整理
-------	---------------------

に改め、同表の地域農業改良普及センターの項中

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

を

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

に、

支所長	支所の事務の掌理及び所属職員の指揮監督
次長	支所長の職務遂行の補佐及び所務の整理

を

支所長	支所の事務の掌理及び所属職員の指揮監督
-----	---------------------

に改め、同表の農業総合試験場 農事試験場 果樹試験場 野菜花き試験場 畜産試験場 中信農業試験場 南信農業試験場の項中

部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
部長補佐	部長の職務遂行の補佐及び部務の整理

を

部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

に、

次長（農業総合試験場に限る。）	部長の職務遂行の補佐及び部務の整理
次長補佐（農業総合試験場に限る。）	次長の職務遂行の補佐及び部務の整理

を

次長（農業総合試験場に限る。）	部長の職務遂行の補佐及び部務の整理
-----------------	-------------------

に改め、同表の家畜保健衛生所の項中

室長（松本に限る。）	室務の掌理及び所属職員の指揮監督
室長補佐（松本に限る。）	室長の職務遂行の補佐及び室務の整理

を

家畜保健専門員	高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な家畜衛生業務
室長（松本に限る。）	室務の掌理及び所属職員の指揮監督

に改め、同表の林業大学校の項中

校長	校務の掌理及び所属職員の指揮監督
副校長	校長の職務遂行の補佐及び校務の整理

を

校長	校務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

に改め、同表の建設事務所の項中

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
事務主幹	課長補佐としての職務及び課長が特に命じた事務の処理
技術主幹	課長補佐としての職務及び課長が特に命じた技術に関する専門的事務の処理
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

を

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

に、

河川監理員	河川法（昭和39年法律第167号）第77条第1項に規定する職務
連絡室長（上田、伊那、松本及び長野に限る。）	室務の掌理及び所属職員の指揮監督

を

河川監理員	河川法（昭和39年法律第167号）第77条第1項に規定する職務
-------	---------------------------------

に改め、同表の千曲川流域下水道建設事務所の項を次のように改める。

千曲川流域下水道建設事務所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督

別表第36の河川改良事務所の項中

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
次長補佐	次長の職務遂行の補佐及び所務の整理

を

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

に改め、同表のダム管理事務所の項中「次長」を

次長（裾花ダム管理事務所に限る。）	に改め、同表の砂防
-------------------	-----------

事務所の項から北信新幹線事務所の項までを次のように改める。

砂防事務所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
佐久高速道事務所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
北信新幹線事務所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督

別表第38の短期大学の項及び看護大学の項中

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

を

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

に改める。

別表第41の長野県職員健康管理センター所長の項を次のように改める。

行政情報センター所長	情報公開課長
------------	--------

別表第41の宅地住宅相談所長の項に次のように加える。

職員サポートセンター長	地方事務所副所長
-------------	----------

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成16年5月1日から施行する。（事務処理規則の一部改正）
- 事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の16中「長野県環境保全研究所長」を「長野県環境保全研究所副所長」に改める。

(財務規則の一部改正)

3 財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1中「短期大学 佐久地方事務所」を「佐久地方事務所」に改め、同表の2中「西駒郷」を「西駒郷 精神保健福祉センター」に改め、同表の3中「精神保健福祉センター 須坂病院」を「須坂病院」に改め、同表の4中「環境保全研究所」を「環境保全研究所 千曲川流域下水道建設事務所」に改め、同表の8中「千曲川流域下水道建設事務所 犀川砂防事務所」を「犀川砂防事務所」に改め、同表の9中「東京事務所」を「東京事務所 短期大学」に改める。

様式第119号中

「

会計局 会計課長	課長 補佐	係長	係員	事務 担当者

調定通知書
年月日
出納長 殿
徴収委託人 印
下記のとおり調定しました。
記

」

を

「

調定通知書
年月日
出納長 殿
徴収委託人 印
下記のとおり調定しました。
記

」

に改める。

様式第120号中

「

会計局 会計課長	課長 補佐	係長	係員	事務 担当者	記帳

収入訂正通知書
第 号
年月日
出納長 殿
徴収委託人 印
下記のとおり訂正しました。
記

」

を

「

収入訂正通知書
年月日
出納長 殿
徴収委託人 印
下記のとおり訂正しました。
記

」

に改める。

(職員の特別ほう賞金に関する規則の一部改正)

4 職員の特別ほう賞金に関する規則(昭和47年長野県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第5条中「課」を「課、チーム」に、「出先機関」を「現地機関」に改める。

第7条第3項中「総務部長」を「経営戦略局長」に改める。

行政システム改革チーム